

2024 年 6 月 10 日
JICA 資金協力業務部

ネパール ポカラ上水道改善計画
環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立本調査
調査に関する情報提供

審査役より依頼のあった情報提供について、現在保有している情報を基に以下のように回答いたします。

1. 事業部としての環境社会配慮全般について（方針と体制など）

- (A) 環境社会配慮ガイドライン（2010 年版）（「JICA ガイドライン」）では、情報公開（2.1）、現地ステークホルダーとの協議（2.4）、社会環境と人権への配慮（2.5）、相手国の法令と基準の遵守（2.6（「参照する法令と基準」））について、相手国等と協議・合意し、必要に応じ支援することになっているが、どのような方針と、JICA 側の体制をもっておこなってきたか、また、どのようにモニタリングを実施してきているかについて。

（JICA 回答）

カテゴリーB 案件として、JICA ガイドライン（2010 年版）に沿って適切に調査を行い、相手国との協議を通して確認するという方針であった。調査時の体制では、環境社会配慮団員を配置し、先方実施機関を支援し、用地取得候補地の確認と現地ステークホルダーとの協議、社会環境と人権への配慮、相手国の法令と基準等の確認を含む調査を実施し、その結果を先方実施機関と協議・確認している。実施段階では実施機関と合意したモニタリング項目に基づき、実施機関から提出されるモニタリングレポートでモニタリングしている。本件にかかる実施状況は以下のとおり。

- ・ 情報公開（2.1）については、協力準備調査時に先方実施機関による EIA 調査内容を踏まえた最終調査報告書（入札関連情報を除く）を公開することで合意している。同報告書は、JICA の HP 上で英文にて公表し、環境レビュー結果は和文で公開している。
- ・ 現地ステークホルダーとの協議（2.4）は協力準備調査期間及び EIA 調査期間 に以下のとおり実施した。

【協力準備調査で実施機関を側面支援したもの】

- ステークホルダー協議：2015 年 8 月 19 日実施。ポカラ市の主要機関に対して用地取得の必要性を含めた事業概要の説明が行われた。
- 住民集会（沈砂・沈殿池予定地）：2015 年 9 月 9 日実施。住民が参加。
- 住民集会（浄水場予定地）：2015 年 9 月 10 日及び 11 日実施。住民が参加。

【実施機関による EIA 調査で実施されたもの】

- 公聴会（Hemja）：2015 年 10 月 9 日実施。住民が参加。（EIA 報告書別添に要

点のみの議事録あり)

- 公聴会 (Jhijhirkha) : 2015 年 10 月 10 日実施。住民が参加。(EIA 報告書別添に要点のみの議事録あり)
- 公聴会 (Puranchour) : 2015 年 10 月 12 日実施。住民が参加。(EIA 報告書別添に要点のみの議事録あり)
- 公聴会 (Puranchour) : 2016 年 3 月 18 日実施。住民が参加。(EIA 報告書別添に要点のみの議事録あり)

- ・ 社会環境と人権への配慮 (2.5) について、協力準備調査では予め当国の多様なカースト制度を把握したうえで調査を実施している。工事対象サイトの一部には Sarki と呼ばれる少数民族も暮らしているが、周囲の人々と同一の生活習慣で暮らしているため、特別な配慮が必要な少数民族ではないことを確認している。また用地取得に伴い 1 世帯の移転が必要になったが、当該対象者の意向を確認・同意のうえ対応策を策定していることを確認している。
- ・ 相手国の法令と基準の遵守 (2.6) については、協力準備調査の中で住民移転に関する JICA ガイドラインとネパール法の違いについて確認し、本事業での実施方針を整理した。(参照: 協力準備調査報告書 2-2-3-2-2 用地取得・住民移転に係る法的枠組み(2) JICA ガイドラインと相手国法制度との比較)
- ・ モニタリングについては、JICA ガイドライン 3.2.2 (モニタリング及びモニタリング結果の確認) に従い、重要な環境影響項目につきモニタリングを行う旨、協力準備調査にて先方実施機関と合意している。また、実施機関から定期的に提出される Project Monitoring Report (PMR) を通じ、モニタリング結果を確認している。

(B) 特にネパール国の環境社会配慮と、JICA ガイドラインとのギャップを補填、支援する体制を、JICA として、どのように設置していたか、及びこれまでの実施状況。

(JICA 回答)

- ・ JICA ガイドラインとのギャップを補填、支援する体制は特に設置していないが、協力準備調査において用地取得・住民移転にかかる相手国法と JICA ガイドラインとのギャップを分析し、本事業において JICA ガイドラインを遵守するための対応策を検討(協力準備調査報告書 表 2-2-18 参照)し、この検討結果に基づき、本事業における対応を合意している。

2. 申立人の主張に対する JICA の説明

(A) 第 2 条第 4 項 (現地ステークホルダーとの協議) 及び別紙 1①「社会的合意」について
＜申立人の主張の要旨＞

- ・ 申立人は、地域住民との会議において自動車が通行可能な道路及び橋の建設を要請

し、これに対し NWSC もこれらを建設する旨の約束を複数回行っていた。地域住民はプロジェクトのために農地を提供し、引き換えに市場へのアクセスのために必要なインフラ整備を期待していたが、必要なインフラ整備は一向になされなかった。

- ・ NWSC が、地域住民等との協議なしでプロジェクトを進めていると主張。

<JICA 確認事項>

- ・ EIA 作成及び EEP 合意時点での住民協議の議事録（協力準備調査報告書、EIA 別添以外の住民協議に関する記録の有無）。

（JICA 回答）

- ・ JICA で把握している住民協議の内容については、協力準備調査報告書内に記載の内容及び EIA 報告書別添のみである。それ以外の住民と NWSC による会合ややり取りについて、JICA 内で記録があるか確認したが、残っていなかった。

- ・ EEP 合意プロセス、及び EEP と本プロジェクトとの位置づけについて。

（JICA 回答）

- ・ EIA 報告書内 9. ENVIRONMENTAL ENHANCEMENT に EEP の概略と予算が記されているが、個々の活動に関わる住民との合意プロセスについては記載がなく、またネパール事務所を含め JICA 内でも確認したが、合意プロセスについては確認できなかった。
- ・ 重要な環境影響項目(Environmental Impact and mitigation)について、NWSC によるモニタリング結果を JICA は定期的に確認している。EEP については、JICA では先方と合意したモニタリング項目に含まれていないためモニタリングできていないが、これまで NWSC が窓口として対応されてきたものと考えている。

- ・ EEP 合意形成プロセスに関し、JICA ガイドラインに基づき、JICA ネパール事務所及び事業部が求められていた役割と、その実施状況。

（JICA 回答）

- ・ JICA ガイドラインの 1.3(定義)の「環境社会配慮」に基づき、本プロジェクトによる自然への影響と社会への影響に対する配慮に関わる事項について、環境社会配慮調査を行い、影響緩和策(回避・最小化・軽減・緩和・代償含む)を策定している。一方で、EEP は実施機関と合意した環境管理計画やモニタリング計画に含まれていない。

- ・ （協力準備調査にて、当時のネパールの用地取得法 Land Acquisition Law (1977 年)と JICA ガイドラインのギャップが確認されていたが、本ギャップへの JICA ネパール事務所及び事業部の対応について（一般的な JICA ガイドラインの考え方と本事業における対応について））。

（JICA 回答）

- ・ 先方国内法及び JICA ガイドラインの両方を遵守する必要がある、協力準備調査で現地国内法と JICA ガイドラインのギャップを比較・分析し、ギャップのある項目について

は、JICA ガイドラインを満たすための対応を検討の上、先方と合意することになっている。本件も同様な手順で分析の上、対応を実施機関と合意している。

- ・ 本事業の用地取得にかかる補償について、補償対象範囲で双方の差異が確認されたが、土地評価委員会が決定する方針と整理された。土地所有者は土地評価委員会により提示された価格に不服な場合や、用地取得全般について不服のある場合には、苦情処理メカニズムに申し立てすることが可能であることを調査時に確認している。

(B) 第2条第1項（情報の公開）第1号、第2号、第3号、第5号、第6号について

＜申立人の主張の要旨＞

- ・ JICA ネパール事務所に、EIA を現地の人々に送付するよう求めていた（2019 年 9 月）。

＜JICA 確認事項＞

- ・ 現地ステークホルダーの要望に対する JICA ネパール事務所及び事業部の対応について、当時のメールや議事録。これらがいない場合、具体的な対応日時、対応者、対応内容。

（JICA 回答）

- ・ 現地ステークホルダーの要望に対して、事務所はコンサルタントに共有し、NWSC へ対応を求めた。当時のメール、議事録について、ネパール事務所に照会をしたが、情報管理の観点から既に削除されている。

- ・ EIA 作成当時、ネパール法制度で求められていた EIA の公開方法。

（JICA 回答）

- ・ 本件の EIA は Environment Protection Act 1997（EPA）にもとづいて作成されている。EPA では一般国民が EIA 報告書の写しを入手できるよう政府が手配する旨が記されているが、具体的な公開方法についての記述は確認できない。なお、パブリックヒヤリングでは EIA の内容について説明がなされている。
- ・ 環境レビューの際に行うことになっている EIA 等の情報公開の状況（JICA ガイドライン（2010 年版）3.2.1(2)2.）。
- ・ EIA 等は先方から公開可能な資料として正式に受領しておらず、先方に確認のうえ公開に向けた手続きを行う。
- ・ EIA の公開に関し、JICA ガイドラインに基づき、JICA ネパール事務所及び事業部が求められていた役割と、その実施状況。

（JICA 回答）

- ・ 事業部にて先方に EIA の入手及び公開可否を確認のうえ公開手続きをとる。先方実施機関による EIA 調査内容を踏まえた最終調査報告書は、先方と合意の上、JICA の HP

上で英文にて公開している。

(C) 別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 「非自発的住民移転」第1項、第2項、第3項

<申立人の主張の要旨>

- ・ 移転住民は土地を一般的な(Prevailing)価格より安く提供した。
- ・ 灌漑用水の漏水、小石の農地への放出による農業収穫量が低下した。
- ・ 砂利のために、作物が被害を受けた。

<JICA 確認事項>

- ・ 用地取得の補償費の支払実績及びモニタリング報告。
(JICA 回答)
 - ・ 用地取得の補償費の支払い実績は JICA への報告対象に含まれておらず、先方から報告を受けていない。他方、苦情の有無及び対応状況についてはモニタリングレポートを通じて報告することになっており、定期的な報告を受けている。
 - ・ モニタリング報告では、先方によるサイトクリアランスを踏まえた着工後、既に補償を受けた土地提供者 1 名から補償額についてのクレームがあり、土地提供者が裁判所に訴えを出したが 2021 年 9 月に裁判所は補償額は妥当な額であったと判決を下した旨、モニタリングレポートで報告を受けている。
 - ・ 申立人の主張については、モニタリングレポートでの報告はされていない。
- ・ 用地取得の補償費支払以外の支援、貧困者層への支援（EEP 以外の支援プログラムの有無）。
(JICA 回答)
 - ・ 貧困層も含め土地提供者はプロジェクトの工事に優先的に雇用している。
- ・ プロジェクトによる農地及び農業収穫量への影響を把握するためのモニタリングの有無、データの有無。
(JICA 回答)
 - ・ 既存の取水施設を活用しており、プロジェクトが取水量には影響を及ぼさないため、農地及び農業収穫量への影響はモニタリング項目に含まれていない。
- ・ JICA に提出された環境モニタリングレポートに基づく被影響住民の経済状況。
(JICA 回答)
 - ・ 51 名の住民が本プロジェクトにて雇用され、住民アンケートによるとプロジェクト前の収入よりも増えたと回答。（2022 年 6 月のモニタリング報告書）

- ・ 用地取得に関し、JICA ガイドラインに基づき、JICA ネパール事務所及び事業部が求められていた役割と、その実施状況。

(JICA 回答)

- ・ JICA の役割は、JICA ガイドラインと先方の用地取得制度を分析し、本事業において JICA ガイドラインを遵守するための対応策を検討し、この検討結果に基づき、本事業における対応を先方実施機関と合意する。実施段階では、用地取得が計画された通りに実施されているかの確認を行い、工事中はモニタリングレポートを通じて苦情等の有無を確認している。

(D) 別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 「モニタリング」第 1 項、第 3 項、第 4 項について

＜申立人の主張の要旨＞

- ・ 2019 年から 2021 年にかけて、現地ステークホルダーは、複数回にわたり、JICA ネパール事務所に対して、①道路改良、②建設時の住現地住民の雇用、③建設後の飲料水供給、④橋梁建設に関する要望への対応を依頼。

＜JICA 確認事項＞

- ・ 上記要望に対する JICA ネパール事務所及び事業部の対応。

(JICA 回答)

- ・ 2019 年から 2021 年にかけて、JICA ネパール事務所は、現地ステークホルダーの要望について、継続的に、NWSC、コンサルタントに共有し、対応を求めた。
- ・ また、JICA 事務所から現地ステークホルダーに対して、NWSC 等の関係当局にコンタクトを取るよう連絡した。
- ・ NWSC からの四半期ごとの審査部に対する環境モニタリングの提供 (既に提供いただいている PMR 以外である場合)。

(JICA 回答)

- ・ 環境モニタリングレポートは、NWSC から審査部に提出されるものではなく、工事期間における Project Monitoring Report (PMR)に環境モニタリングレポートを添付し JICA に提出されている。

以上